滑川市長あて

地方就職支援金交付申請書

滑川市地方就職支援金交付要綱第4条の規定に基づき、地方就職支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日		
氏名			年 月 日		
住所	〒	電話 番号			
メールアドレス					
在学大学・学部					

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名				
	所在地				
面接・試験日		年	月	日	
内定日		年	月	日	

3 移動経路(往復)

日付 交通機関	六、活機則の夕新	出発地	到着地	費用
	交通機関の名称・	(バス停名・駅名・空港名など)		复 用

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「富山県地方就職学生支援事業に係る個人情報 の取扱い」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、滑川市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の交付対象となりません。

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 富山県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、富山県及び滑川市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、滑川市地方就職支援金交付要綱第8条の規定に基づき、当該支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合
 - ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - イ 地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わな かった場合(ただし、申請時に既に滑川市に住民票がある場合を除く)
 - ウ 地方就職支援金の申請目から1年以内に滑川市に転入しなかった場合
 - エ 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合(ただし、退職から3か月 以内に県内の別の企業に就職する場合を除く)
 - オ 転入日から3年未満に滑川市以外の市区町村に転出した場合
 - (2) 半額の返還 転入日から3年以上5年以内に滑川市以外の市区町村に転出した場合

富山県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

富山県及び滑川市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

また、富山県及び滑川市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。